

別紙1 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令・告示の整備等に関する省令・告示案に対する意見募集の結果について

※紙面の都合等により、表現は一部簡素化等しております。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)の一部改正について、「蓄電用の施設」の対象が車載バッテリー、各種コンデンサー類も含まれるのか、ある程度の規模を有するものに限定されるのか、不明確である。</p> <p>保安物件に指定する理由は、国民生活に不可欠な設備を保護するものであるから、電気事業法の「事業用電気工作物」とであると認識している。</p> <p>改正にあたっては、火薬類取締法の目的に合わせて用語を明確化、限定されたい。</p>	<p>「蓄電用の施設」は「蓄電所」に修正します。</p> <p>この「蓄電所」の対象は、電気事業法(昭和39年法律第170号)における「発電事業」の用に供する発電等用電気工作物のうちの蓄電用の電気工作物(電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)における第47条の13において「蓄電所」と規定されるもの。)です。今回の改正は、今般電気事業法において「発電事業」に用いる蓄電用の電気工作物が整理・明確化されたことに伴い、火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第1条第13号に規定する「発電所」に含むとしていた当該「蓄電所」についても、同号において並記することとしたものです。なお、車載バッテリー、各種コンデンサー類については、この「蓄電所」には含まれません。</p> <p>発電事業に該当するかどうかの要件については、電気事業法第2条第1項第14号及び電気事業法施行規則第3条の4を御参照ください。</p>
2	<p>蓄電池は公共性を有するものとは考えにくく、公共性を有する発電所、変電所等は既に第3種保安物件として定義されており、これらに敷設される蓄電用の施設は既に規制されていることから、「蓄電用の施設」の追加は不要ではないか。</p>	<p>「蓄電用の施設」は「蓄電所」に修正します。</p> <p>この「蓄電所」の対象は、電気事業法(昭和39年法律第170号)における「発電事業」の用に供する発電等用電気工作物のうちの蓄電用の電気工作物(電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)における第47条の13において「蓄電所」と規定されるもの。)です。今回の改正は、今般電気事業法において「発電事業」に用いる蓄電用の電気工作物が整理・明確化されたことに伴い、火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第1条第13号に規定する「発電所」に含むとしていた当該「蓄電所」についても、同号において並記することとしたものです。なお、車載バッテリー、各種コンデンサー類については、この「蓄電所」には含まれません。</p>
3	<p>蓄電用施設を第三種保安物件に含める場合、当該蓄電用施設に係る保安距離の確保が求められることとなるが、既に火薬類取締法に基づき保安距離を確保し設置している火薬庫等において、今回の改正に伴い新たに保安距離の確保を講じなければならぬことがないようにされたい。また、蓄電用施設の新設、増設等が行われる場合は、蓄電用施設において近隣への告知義務を設ける等の必要な措置を講じるなど、火薬庫が火薬類取締法を遵守できるような制度としていただきたい。</p>	<p>「蓄電用の施設」は「蓄電所」に修正します。</p> <p>この「蓄電所」の対象は、電気事業法(昭和39年法律第170号)における「発電事業」の用に供する発電等用電気工作物のうちの蓄電用の電気工作物(電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)における第47条の13において「蓄電所」と規定されるもの。)です。今回の改正は、今般電気事業法において「発電事業」に用いる蓄電用の電気工作物が整理・明確化されたことに伴い、火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第1条第13号に規定する「発電所」に含むとしていた当該「蓄電所」についても、同号において並記することとしたものです。したがって、今回の改正によって蓄電所からの保安距離の確保が求められることになるものの、その対象は既に規定されている施設と同等の施設に限定されていることから、火薬類取締法における第三種保安物件の解釈が変更されるものではありません。</p>
4	<p>・該当箇所 <エネルギーの使用の合理化の基準> 2.1-1において、エネルギーの使用の合理化の対象に非化石燃料を追加する <III工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準(新設)との関係(新設)> (イ)工場等におけるエネルギー消費原単位の算出に当たっては、非化石燃料の熱量に0.8を乗じるものとする。</p> <p>・意見内容 本改正により、非化石電気も使用エネルギーとして参入することとしています。しかし、これは非化石電気への転換(自家消費太陽光等)を従前より進めている企業にとっては改正省エネ法により再計算を必要とする負担を強いるものであります。今後の非化石電気の拡大に向け、使用比率向上を求めるのであればエネルギー消費原単位においては自家消費太陽光発電等の熱量は0とし従前の原単位を利用できるようにするとともに、自家消費太陽光発電等を導入するメリットを最大化することは国の目的に沿ったものと考えます。また、自家消費太陽光等は系統電力の負担軽減にも寄与しており、蓄電池利用等と合わせ「電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位」算出に際して、0.8という係数の緩和を設けるのではなく、こちらも0とし系統電力を算出基準とした方が自家消費太陽光や蓄電池を設置し「環境負荷を下げる」という導入動機とも一致すると考えます。ただし、非化石燃料の使用比率を求めるときは、使用エネルギーは起源に寄らず積算し、非化石燃料の使用比率の目標を設定し、2050年に向け邁進する点は必要となります。まとめますと、エネルギー原単位などの従前の省エネ法の原単位改善部分は、自家消費太陽光等は従前と同じ扱いとし、非化石燃料の使用比率向上に際しては全エネルギーを基準に算出する扱いとして欲しいです。</p>	<p>エネルギー消費原単位及び電気需要最適化原単位の算出においては、自家消費太陽光等の電気のエネルギー量は、8.64GJ/千kWhの換算係数や0.8の補正係数を用いずに、3.6GJ/千kWhの換算係数を用いることとなります。また、非化石エネルギーの使用状況においては、自家消費太陽光等の電気のエネルギー量は、3.6GJ/千kWhの換算係数を用いずに、8.64GJ/千kWhの換算係数を用いて算出し、さらに1.2の重み付け係数を乗ずることとなります。</p>
5	<p>・該当箇所 省令案2. 省令案の概要(1)15.</p> <p>・意見内容 ① 木質バイオマスのエネルギー単位はWG資料では絶対重量とあるがその通りか? ② また絶対重量だった場合に、燃料を運び込む車輻ごとに含水率を計測することが難しい場合に月毎にサンプル取って計測したり文献値を用いたりして絶対重量を計算する運用は問題ないか?</p>	<p>御認識のとおり、黒液、木材、木質廃材を単位発熱量を用いて報告していただく場合は絶対重量に換算し、報告いただくこととなります。適切にエネルギー使用量を報告いただけるよう、絶対重量の計測方法については、中長期計画書・定期報告書の記入要領に記載する予定です。</p>
6	<p>・該当箇所 省令案2. 省令案の概要(1)15.</p> <p>・意見内容 ① バイオマス燃料は分類が細かく別表1のどこに分類されるか不明。もっと細かい定義を行って欲しい。 ② WG資料の定義を見ると、例えば動植物残渣でかつガソリンや軽油代替にならない液体形状のものは、その他のバイオマスなのか? ③ 木質バイオマスの中でも、間伐材由来のチップやホワイトペレット、ブラックペレットで単位発熱量は全く異なるが、実測ではなく同じ区分(木材)の単位発熱量で計算して報告してもよいか?</p>	<p>非化石燃料の分類の詳細は、中長期計画書・定期報告書の記入要領に記載する予定です。「動植物残渣でかつガソリンや軽油代替にならない液体形状のもの」は、その他バイオマスに分類されます。「間伐材由来のチップやホワイトペレット、ブラックペレット」は、木材に分類されるので、省令で定める単位発熱量を用いて熱量を報告可能です。また、実測値を用いた熱量の報告も可能です。また、関連する記載を幅広く見直したところ、省令には実測値を用いた非化石燃料の熱量報告についても明記することとします。なお、実測についての詳細は中長期計画書・定期報告書の記入要領に記載する予定です。</p>
7	<p>・該当箇所 省令案2. 省令案の概要(1)</p> <p>・意見内容 ① 原油の数量への換算係数は、どの程度の周期で見直される予定なのか? ② 非化石燃料の項目が細分化されることはあるのか?</p>	<p>換算係数の見直しの周期については、総合エネルギー統計やエネルギーミックスの進捗等を踏まえて適切なタイミングで検討いたします。非化石燃料については、定期報告書の記入要領に燃料の分類について記載予定です。また、今後、事業者による活用実態等を踏まえて、非化石燃料の項目の細分化についても必要に応じて検討いたします。</p>
8	<p>・該当箇所 省令案(概要)、2. 省令案の概要、(1)エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部改正、5.第4条第3項において、電気の量の原油の数量への換算</p> <p>・意見内容 事業者自らが使用するため又は特定の需要家の需要に応じて発電されたもの以外の非化石電気(例えば、電力会社が供給する再エネ100%メニュー)についても、電気の量一千キロワット時を熱量三・六〇ギガジュールで換算、又は補正係数を乗じ、非化石化を促進する評価にして頂きたい。 熱使用設備を電化した際、カーボンニュートラル/設備効率改善に向けて努力しているにも関わらず、省エネが停滞している評価になる不整合の改善を求めるものです。</p>	<p>省エネ法では、エネルギーの使用の合理化と非化石エネルギーへの転換それぞれの評価軸があります。電気の熱量換算係数は、エネルギー使用の合理化の評価軸において、発電時点で使用者が特定できている非化石電気(※)については3.6GJ/千kWhを用いることとしており、それ以外は8.64GJ/千kWhを用いることとしております。非化石エネルギーへの転換の評価軸においては、電気事業者から「再エネ100%メニュー」の電気の供給を受けた場合、非化石電気として計上されるため、非化石エネルギーへの転換に資する取組として評価されます。(※)オフサイトPPA、自己託送により供給を受ける非化石由来の非化石電気、非化石由来の自家発電電気等。</p>
9	<p>・該当箇所 告示案(概要)11.2(イ)</p> <p>・意見内容 <エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置>2(2)の改正において、工場等判断基準WGでの議論のとおり、自然界に存する熱に「大気熱」も含まれることを明記すべき。</p>	<p>御指摘の「大気熱」の利用についても、エネルギーの使用の合理化に関する事項の例示として明記することとしております。</p>
10	<p>「別表第2 非化石エネルギーへの転換の定性目標の目安となる水準」において、事業区分4Bソーダ工業の「1 燃料に関する事項」として「(1)苛性ソーダ製造過程で生じる水素の活用を進め、非化石燃料の使用割合を向上すること」とあるところ、苛性ソーダ製造過程で生じる副生水素のエネルギーの起源は、事業バウンダリー内で使用する電気に由来するため、バウンダリー内の燃料若しくは電気の内数であって非化石燃料と整理されていないことから、副生水素の利用を進めると燃料及び電気の使用量の削減は可能ですが、非化石燃料の使用割合の向上にはつながらないと見做されます。定性目標の目安となる水準として副生水素の活用を規定する場合には、その目的・効果を「非化石燃料の使用量の削減」と整理すべきではないでしょうか。(蒸気ボイラーの燃料として、重油・ガス等を使用する場合、副生水素の利用によって当該化石燃料の使用量は削減できますが、燃料の全体に占める非化石燃料の割合は変化しないのではないのでしょうか)</p>	<p>苛性ソーダ製造過程で生じる水素は、原料(塩化ナトリウム水溶液)からの副産物と整理しているため、当該水素を燃料として自家消費した場合はエネルギー使用量を報告いただくこととしております。したがって、苛性ソーダ製造過程で生じる水素を燃料として自家消費した場合は、非化石燃料の使用割合を向上することとなります。</p>

<p>11</p>	<p>＜工場等におけるエネルギーの仕様の合理化に関する事業者の判断基準＞の「別表第1 非化石エネルギーへの転換の定量目標の目安となる水準」において、区分4Bソーダ工業の「2. 主燃料を石炭とするボイラーを有しない者」の目安となる水準として2030年度における「外部調達する電気の使用量に占める」非化石エネルギーの割合59パーセント以上として整理されたところ、電気の種別については「外部調達」に限定せず、「電気の使用量に占める」と修正すべきではないでしょうか。理由は以下の通りです。</p> <p>事業区分4Bソーダ工業において、主燃料を石炭とするボイラーを有する事業者にあつては、苛性ソーダを製造するための主要な原料である電気の由来は専ら燃料であり、自家発電を補うために外部から購入する電気は主たるエネルギーと言えないのに対し、主燃料を石炭とするボイラーを有しない事業者にあつては、自家発電に供する燃料の使用実態がないため、事業パウンダリー内で使用するエネルギーの大部分は電気となり、「電気の目安が主でない業種」とは言えず、4Bソーダ工業を一律に区分することは困難です。</p> <p>区分4Bソーダ工業は主燃料を石炭とするボイラーの保有の有無に関わらず電力多消費事業者であるところ、電気の由来がボイラーの保有の有無により異なること(事業パウンダリー内に受け入れる時点のカウントが燃料か、電気かの差異)、また事業者の所在地により熱需要に大きな地域性がありコージェネレーション等の電気と熱の総合利用の重要度に差異があること、非化石電気の外部購入の可否が地域により異なる可能性があること等の事業環境の差異に起因する多様な電源構成に配慮し、目安となる水準の設定においては「外部調達する電気の使用量」と「電気の使用量」を事業者毎に任意に設定できるようにすべきと想います。</p> <p>エネルギーの使用の合理化に関する法律の運用においては、「需要家自らの取組により工場等における省エネを推進する」という重要な原則があるところ、主燃料を石炭とするボイラーを有する事業者にあつては、当該事業場内に自ら太陽光発電等の非化石発電設備を施設して非化石電気の使用割合を高める取組みは「石炭の使用量の削減」につながり目安となる水準の達成に寄与するのに対し、当該ボイラーを有しない事業者にあつては、同じ取組みは「外部調達する電気の使用量の割合」の改善に全く寄与しません。斯かる不合理を是正する必要からも、目安となる水準の設定においては「外部調達する電気の使用量」と「電気の使用量」を事業者毎に任意に設定できるように希望します。</p> <p>なお、告示案の「外部調達する電気」の考え方が維持される場合は、法の理念・目的に資する事業者自らの取組の効果が公平に評価されるように、電気の使用実態としてより包括的な「電気の使用量」全体の非化石の割合が「外部調達する電気」の非化石の割合を上回る場合には、同様に取扱い等を規定する附則の追加を強く希望します。</p>	<p>ソーダ工業を含む化学工業においては、化石燃料のうち石炭を最も使用していることから、非化石転換を進める上で石炭に着目しております。一方、主燃料を石炭とするボイラーを持たない事業者については、外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーを指標として設定しました。</p> <p>なお、国の定める目安の指標以外で事業者全体の非化石比率を向上するために特に有効な指標がありましたら、その指標について任意に設定いただけます。</p>
<p>12</p>	<p>・該当箇所 告示案 2. 告示案の概要に記載されている、19条2項 1 非化石エネルギー自動車の()書き説明</p> <p>・意見内容 上記箇所、(電気自動車、水素自動車(燃料電池自動車を含む。)、プラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車)をいう。以下同じ。)との説明書きに関して、バイオ燃料の混合比に関して具体的に記載すべきではないか。現状の記載では、バイオ燃料10%混合燃料を使用している車両も、バイオ燃料100%使用の自動車も同様に台数カウントされてしまい、使用目標が不明瞭。</p>	<p>御指摘の「専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車」の定義については、混合比の大半をバイオ燃料又は合成燃料で占める燃料を使用する自動車のことをいい、バイオ燃料の混合比が10%や20%のような低い混合比の燃料を使用している自動車についてはこれに含みません。</p> <p>中長期計画書や定期報告書の記載に当たって、今後公開予定の手引書や記載要領に、上記の内容も反映する予定です。御手紙を御参照ください。</p>
<p>13</p>	<p>・該当箇所 告示案 2. 告示案の概要(20)</p> <p>・意見内容 荷主の関連インフラ整備の目安検討に当たっては、様々な業界の実態・特色に合わせたインフラ設置数の目安を設定するなど、検討して頂きたい。</p> <p>また、非化石エネルギーへの転換においては、設置・維持コストの低減のために、更なる技術革新や法整備など課題解決も必要であり、それらを踏まえ目安設定を検討して頂きたい。</p> <p>なお、非化石エネルギーへ転換により増エネとなりがねないので、その場合は法的対象から外すなど、検討して頂きたい。</p>	<p>頂いた御意見については、非化石エネルギー自動車の導入を後押しする荷主におけるインフラ設置に係る定量目標の目安を今後検討する際の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、改正省エネ法に基づく告示案においても、非化石エネルギーへの転換に関する措置は、エネルギーの使用の合理化を著しく妨げることのないよう留意することを求めています。</p>
<p>14</p>	<p>・該当箇所 「(20)(貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する荷主の判断の基準(経済産業省、国土交通省告示)の新設 ＜Ⅱ 非化石エネルギーへの転換の目標及び計画的に取り組むべき措置＞」別表第1」</p> <p>・意見内容 「非化石エネルギーへの転換の定量目標の目安となる水準」について記載がされているが、今回の告示案においては、車両総重量が8トン以下の貨物自動車に関して規定がされている。車両総重量8トン超の大型車に関して、現状、EV、FCV等の市場化の見通しが難しい点を踏まえた現実的な御判断と評価するとともに、今後、仮に車両総重量8トン超の大型車に関して定量目標の目安となる水準について検討する場合には、大型トレーラー等、一部の車種においては非化石車両の市場化が進みにくいと予想されることから、車両類型等の特性も考慮した検討をお願いしたい。</p> <p>石油業界としても、様々な局面において、CO2 排出削減に向けた努力を進めている。</p> <p>一方で、石油元売会社が使用する車両総重量8トン超のタンクローリー(移動タンク貯蔵所)は、現時点で代替できるEVやFCVが存在していない(ハイブリッド車両も市場化されていない)他、荷揚げ・荷卸し場所が危険施設であり且つ車両自体が特殊自動車である。搬送する貨物、使用する貨物車両によって、非化石エネルギー自動車の将来的な商用化には差異が出る事が考えられることから、各荷主業界が妥当性のある評価を受けるためには、定量目標の目安となる水準については、貨物や車両類型等の特性(市場化の状況等)を踏まえたきめ細かい検討が必要と考える。</p>	<p>頂いた御意見については、特殊自動車の位置づけを含めて、車両総重量8t超の非化石エネルギー自動車の定量目標の目安を今後検討する際の参考にさせていただきます。</p>
<p>15</p>	<p>意見1 該当箇所 2. 告示案の概要(20)全体</p> <p>意見内容 本項の対象となる貨物の輸送については自社事業場の場内における製造設備や倉庫等の間を走る横持輸送上のトラックは対象となるかどうか、明確にいただくと施策実行の際に取り組み対象が明確になります。</p> <p>意見2 該当箇所 2. 告示案の概要(20) 別表第1 (備考) 1 -</p> <p>意見内容 一 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項規定する一般貨物自動車運送業の用に供する自動車による貨物の輸送のうち特定の荷主の専属として行う貨物の輸送とありますが、ここで表現される「荷主の専属」については、当該輸送の荷主が1名の個人または法人であることを意味するのでしょうか?たとえば他社との積み合わせ貨物がある場合には「荷主の専属」となりうるのでしょうか? 今回の改正案においては定量目標として8トン以下の貨物自動車による輸送における非化石エネルギー自動車の割合を5%の水準とすることが規定されておりますが、対象自動車の切り分けを行うにあたり「荷主の専属」の意味合いを理解したいと考えております。</p>	<p>意見1について 省エネ法の荷主制度においては、同じ工場・事業場内での倉庫内又は設備間での横持輸送は対象外です。当該工場・事業場とは別の場所にある倉庫への横持輸送は対象となります。</p> <p>意見2について 「荷主専属」とは、特定の荷主の専属として行う輸送のことであり、混載便等の他の荷主の貨物との積み合わせ輸送は含みません。今回、自家用と荷主専属用の輸送に限定した趣旨は、荷主と貨物輸送事業者との関係において、まずは専用便、貸切便、チャーター便等の荷主が車両の指定や車両情報が把握しやすいと考えられる輸送を対象に、貨物輸送事業者と協力して非化石エネルギーへの転換を図っていくこととしています。</p>
<p>16</p>	<p>・該当箇所 「(4)工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年経済産業省告示第66号)の一部改正」の別表第4の2(A)及び別表第4の2(B)</p> <p>・意見内容 別表第4の2(A)及び別表第4の2(B)の出力制御時間帯を設定する際に考慮する出力制御には、ローカル系統の送電容量制約や基幹系統の送電容量制約による出力制御は含まれず、エリア全体の需給バランスによる出力制御が対象になるとの理解でよいのか。出力制御には、ローカル系統の送電容量制約、基幹系統の送電容量制約、エリア全体の需給バランス制約を要因とするものがあるが、系統制約による前者2つの出力制御の場合、当該系統の混雑解消に資する上げDRをエリア全体のどこからでも実施可能なわけではなく、混雑解消に資さない上げDRを行うとかわかって火力発電所の稼働を増やしてしまう。電気需要最適化係数は送配電エリア単位で規定されることから、当該エリア内のどの工場・事業場等からも効果的に上げDRを行える出力制御、すなわちエリア全体の需給バランスによる出力制御のみを出力制御時間帯設定時の考慮対象とするのが妥当であると考えます。</p>	<p>省エネ法の電気需要最適化における出力制御時間帯は、エリア全体の需給バランスによる出力制御を対象としております。</p> <p>頂いた出力制御に関する御意見も参考とさせていただきます。</p>
<p>17</p>	<p>・該当箇所 省令案2. 省令案の概要(1) 告示案2. 告示案の概要12. (イ)</p> <p>・意見内容 ① 省エネ法上のクラス分け制度につき、非化石エネルギーをエネルギーとしてカウントした際に、過渡期のクラス分け制度はどのようなものか? ② 重油やガスを固体のバイオマス燃料にした場合にエネルギー消費原単位は0.8を乗じたとしても増えてしまう。この場合でも事業者クラス分け評価制度では考慮されずにクラスが例えばSからBなどへ落ちてしまうのか?</p>	<p>① 改正省エネ法に基づく報告の初年度にあたる令和6年度報告(令和5年度実績)は現行法に基づく原単位対前年度比を算出して評価します。令和7年度報告以降は改正法に基づく原単位前年度比を算出して評価します。従って、初年度の報告においては現行法に基づく数値と改正法に基づく数値の両方を報告いただくことで、改正前までの評価と改正後の評価をそれぞれ行うことにしています。ベンチマーク目標に関しては当面の間現行法に基づく数値で評価します。</p> <p>② 5年度間平均エネルギー消費原単位の算定に当たっては、令和5年度の実績について改正前省エネ法と改正後省エネ法の2つの指標を定期報告書に併記し、令和5年度の対前年度比は改正前の指標で算出(令和5年度実績÷令和4年度実績)し、令和7年度から以降は改正後の指標により対前年度比を算出(令和6年度実績÷令和5年度実績)することで、事業者の取組の継続性を確保します。</p> <p>また、関連する記載を幅広く見直したところ、定期報告等の報告様式など、一部施行期日に分けるべきものについては、経過措置を置く必要があることから、附則にてこれを規定することとします。</p>
<p>18</p>	<p>・概要箇所 告示案2. 告示案の概要(4)</p> <p>・意見内容 任意開示項目の共通開示項目の中でも開示しにくい(製造原価が分かってしまうなど)情報を非開示にして、その他の共通開示項目を開示する方法は可能か?</p>	<p>共通開示項目を非開示とすることはできません。開示の項目等については省エネルギー小委員会や工場等判断基準ワーキンググループなどの場で議論した結果を踏まえ決定しています。また、各項目の出し方等については、任意開示による不利益が事業者に生じないよう引き続き意見を重ね慎重に検討して参ります。</p> <p>また、関連する記載を幅広く見直したところ、工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準にも任意開示の検討についての規定を追加する必要がありましたので、規定することといたします。</p>

<p>19</p>	<p>意見1 ・該当箇所 告示案2.(4)13. ・意見内容 ・出力制御が見込まれると公表した日時 ・予備率が5%未満となることが見込まれると公表した日時 ・月別電気需要最適化係数のリストは、定期報告書に入力する電気需要最適化評価原単位の算定に間に合うタイミングで公開していただけるのでしょうか？</p> <p>意見2 ・概要箇所 告示案2.(18)II 備考の1 ・意見内容 電気事業者から調達する非化石電気のエネルギー量を算出する式が示されていますが ・電気事業者の非化石電源比率の単位が%であるならば100で割っておく必要はないのでしょうか？ ・式の末尾に掛けられている13%とはどのような意味をもつ量なのでしょうか？</p> <p>意見3 ・該当箇所 告示案2.(18)II 備考の2 ・意見内容 その他わが国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等について、貴庁から後日該当するもののリストが公開されるのでしょうか？それとも該当するかどうかの判断は事業者サイドに委ねられているのでしょうか？</p>	<p>意見1について 時間帯別電気需要最適化係数もしくは月別電気需要最適化係数のいずれかを用いて定期報告いただきます。 時間帯別電気需要最適化係数の場合、一般送配電事業者が公表する出力制御の見通しや電力広域的運営推進機関が公表する広域予備率の見通しを確認するなど、電力の需給の見通しを確認し、需給の見通しに応じたDRIに取り組んでいただきます。定期報告の際は、報告対象年度に公表された見通しをもとに30分単位で設定される時間帯別電気需要最適化係数で系統電気(自己託送を除く)の使用量を換算した値を用いて、電気需要最適化評価原単位を算出します。時間帯別電気需要最適化係数は、報告対象年度の翌年度4月下旬に資源エネルギー庁のホームページで公開する予定です。公開される時間帯別電気需要最適化係数を示したファイルに、事業者が取得した30分ごとの系統電気の使用量のデータを入力いただくことで、系統電気の使用量を時間帯別電気需要最適化係数で換算可能です。 月別電気需要最適化係数の場合、前年度の出力制御と広域予備率の実績をもとに算出される前年度の月別電気需要最適化係数も参考にいただきDRIに取り組んでいただきます。前年度の月別電気需要最適化係数は4月に資源エネルギー庁のホームページで公開する予定です。定期報告の際は、前年度の月別電気需要最適化係数ではなく、定期報告対象年度の電気の需給実績により月単位で設定される月別電気需要最適化係数で系統電気の使用量を換算した値を用いて、電気需要最適化評価原単位を算出します。報告対象年度の月別電気需要最適化係数を示す資料は、時間帯別電気需要最適化係数と同様に、報告対象年度の翌年度4月下旬に資源エネルギー庁のホームページで公開する予定です。公開される月別電気需要最適化係数を示したファイルに、事業者が取得した月単位の系統電気の使用量のデータを入力いただくことで、系統電気の使用量を月別電気需要最適化係数で換算可能です。</p> <p>意見2について 御指摘を踏まえ、「電気事業者の非化石電源比率(%)」、「電気事業者の非化石電源比率(%)」、「13(%)」については、100で除すといった所要の修正をします。 FIT再エネ電源の均てん分(FIT非化石証書売れ残り分の余剰非化石電気相当量)については、賦課金を負担している全ての需要家に、広く非化石電気が提供されているものとみなし、非化石比率算定時のベースラインとする予定です。13%は、このFIT非化石証書売れ残り分の割合を示す値です。</p> <p>意見3について 「その他わが国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等」については、現時点で該当するものはないと認識しておりますが、今後該当するものがあれば記入要領等で記載する予定です。また、関連する記載を幅広く見直し、規定内容の明確化の観点から、国内クレジット制度、オフセット・クレジット制度によるクレジットの無効化を非化石エネルギーの使用とみなして評価する旨を明記する、非化石証書については、報告年度を基準として、報告前年度の1月1日から報告年度の12月31日までの間における発電に係る非化石証書に係る電力の量について非化石エネルギーの使用とみなす旨を明記する等、所要の修正をします。</p>
<p>20</p>	<p>概要形式では分かりにくいいため、新旧表形式で示してほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今回は概要形式での公示となりましたが、いただいたご意見踏まえ今後の公示方法等を検討致します。</p>